

船舶インシデント調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年3月18日 08時00分ごろ
発生場所	岩手県釜石市釜石港東方沖 陸中尾埼灯台から真方位329° 980m付近 (概位 北緯39° 15.4′ 東経141° 57.8′)
インシデントの概要	漁船第七十八明神丸 ^{みょうじん} は、操業中、引き綱が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月3日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七十八明神丸、19トン IT2-5039（漁船登録番号）、綾里漁業協同組合 第292-50228号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、おきあみが入った網を右舷側に付け、主機を後進にかけながら前部甲板の右舷側でおきあみの吸い上げ作業中、船体が動揺した際、主機が異音を発して停止した。 本船は、後部甲板の左舷側船尾部に積み上げていた引き綱が落下し、推進器に絡まっていた。 本船は、運航不能となり、網を揚げた後、僚船にえい航されて岩手県大船渡市大船渡漁港大船渡魚市場岸壁に着岸し、ダイバーにより推進器に絡まっていた引き綱が取り外された。
分析	本船は、主機を後進にかけながら操業中、後部甲板の左舷側船尾部に積み上げられていた引き綱が船体動揺により落下したことから、同綱が推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機を後進にかけながら操業中、後部甲板の左舷側船尾部に積み上げられていた引き綱が船体動揺により落下したため、同綱が推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・引き綱等の漁具を甲板上に積み上げる際は、落下防止の措置をとること。